

尾張旭市監査公表第31号

令和元年12月2日付け尾張旭市監査公表第29号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年12月26日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

教育委員会教育行政課学校給食センター

監査の指摘事項	措置状況
一般廃棄物収集運搬業務委託について、最低制限価格を予定価格の10分の7で設定している。平成30年10月1日より、植物管理業務及び廃棄物・リサイクル業務に分類されるもので、予定価格が50万円を超えるものについて、最低制限価格が予定価格の10分の7から10分の8に改正されている。	指摘事項につきましては、今後適正に改め適切な事務処理を行います。